

平成17年度第3回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日 時：平成17年10月31日（月） 午後2時から

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：林山 泰久、浅野 孝雄、小山 かほる、加藤 和子、木下 淑恵

司 会 只今から平成17年度第3回大規模事業評価部会を開催いたします。開会に当たりまして、佐々木企画部長よりごあいさつ申し上げます。

企 画 部 長 開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
本日は、お忙しい中、今年度3回目を迎える宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会に御出席いただき、誠に有難うございます。

今年の8月に、総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業につきまして皆様方に専門的なお立場からの調査審議をお願いして以来、本日を含め3回の部会を開催させていただき、本日、答申の最終案を御審議願うこととなりました。

改めて御説明するまでもございませんが、本県の大規模事業評価の制度は、県が作成いたしました評価調書に対しまして、各委員の皆様から、評価の9つの基準毎に御議論をいただき、評価に欠けている点や補足すべき点を答申としていただくという仕組みになってございます。

今回、委員の皆様からは、この事業に対する様々な視点からの御示唆を頂戴しており、心から感謝申し上げます。

当事業につきましては、委員の皆様方から意見を頂戴するのは、今回が最後となり、来月の10日に、林山部会長から、本来は浅野知事あて答申いただくところでございますが、あいにく、当日、知事は全国知事会議がございまして上京しておりますので、柿崎副知事に答申を行っていただくことになっております。

県では、今後、同答申を踏まえまして、さらに評価書を作成してまいります。評価書には、皆様から頂戴した御意見あるいは県の考えを整理して反映させた上で、県として十分に検討を行った上で、今後の事業の計画・実施を行なって参りたいと考えております。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見を出していただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は宜しく願いいたします。

司 会 本日は、林山部会長をはじめ、大規模事業評価部会委員として8名中、現在5名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たし、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、山本委員、山田委員におかれましては、所用のため欠席されております。

また、増田委員は、まもなくいらっしゃるかと思っております。

次に、マイク的使用方法についてでございますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、まず、マイクを立てて、次に右下のマイクスイッチをONにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯してから、お話しください。

ご発言が終わりましたら、マイクスイッチをOFFにしてください。ご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。議長は、林山部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

林山部会長

お忙しい中、お集まりいただき有難うございます。それでは、これより会議に入りたいと思います。

まず、議事録署名委員をご指名をしたいと思いますが、お二人にお願いしたいと思いますが、今回は、浅野副部会長と、若干遅れていらっしゃるかもしれませんが、増田委員のお二人にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開としております。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いします。

それでは、議事次第にしたがって会議を進めてまいります。今回は、答申内容を決定するというところでございます。

まず、お手元の答申案について、取りまとめの経緯も含めまして、事務局の方から御説明をお願いします。

行政評価室長

それでは、お手元の資料1について御説明いたします。

1枚目が答申の表紙でありまして、答申日は、11月10日を予定しております。

次が答申内容ですが、この作成経過ですが、A3の「審議経過(第1・2回部会)」を見ていただきますと、前回、第2回部会の最後に、部会長から、答申内容の大まかなまとめをしていただいた内容を記載したものが、「審議経過」の一番右端「答申での取扱い」の欄です。

それをもとに事務局で答申の原案を作成し、部会長に見ていただき、御了解を得た上で、審議経過とともに各委員の皆様にお送りし、意見をお伺いしました。

その結果、委員の皆様からは特に大きな修正意見はございませんでしたので、若干の字句の訂正を施し、部会長と事務局で決定させていただいた案が、お手元の答申案となっております。

答申案について順番に見ていきますと、

まず、初めの段落で審議の経緯について述べたあと、結論としては、評価調書の結論どおり、事業の実施は妥当である旨を述べております。

そして、「ただし」ということで、記以下の4項目について付記しています。

記1は、施設合築のメリットの件で、審議経過の1頁の最初の部分についてです。

記2は、施設開放の件で、審議経過の3頁の一番上の部分についてです。

記3は、政策決定に至るプロセスの件で、同じく審議経過3頁の上から二段目の部分についてです。

記4は、前回のまとめでは特に触れられなかったのですが、前回の審議

の中で林山部会長から出された意見で、内容からしても、答申事項に含めることが妥当ではないかと判断しました。

以上、答申案作成の経緯も含めまして、御説明申し上げました。

林山部会長

只今事務局から説明がありましたとおり、委員の皆様の意見はできる限り反映したつもりですが、この案についての皆様の御意見を頂戴したいと思います。

事務局に確認ですが、知事への答申は、このA3の部分も含まれるということですね。

行政評価室長

はい、そうです。

林山部会長

ということで御理解いただきたいと思います。

議事の段取りですが、まず、委員の皆様からご意見を伺った後、事業担当部局である教育庁さんの方からも、確認の意味を含めてご意見・質問を賜りたいと思います。

それでは、答申案につきまして御意見を賜りたいと思いますので、どうぞ自由に発言をお願いいたします。

浅野副部会長

答申事項の4項目ですけど、「跡地利用について、早急に有効活用策を検討すること。」これは問題ないと思うのですが、その前に、「本件事業と一体のものとして」という限定を付した内容がどうだったのか、それから、こういう文言を付すことになると、一種、利用目的を制限することになると思うのですが、県としてそれでもいいのかなんのですが。

林山部会長

有難うございます。これは私の方からお答えした方が宜しいかと思いますが、副部会長がおっしゃるように、「本件事業と一体のものとして」を付すかどうかは、微妙な問題があるかと思います。

確かに、制限をかけることにはなりますが、通常、事業の評価をする時は、元の跡地を売却すれば、それは便益、利益として計算されるべきものですが、本件で、「本件事業と一体のものとして」の部分を取っても、それで意味が通じれば問題ないのですが、いかがでしょう。

この文言があると事業実施が厳しくなるのかどうか、教育庁さんにも伺っておいた方がいいかと思いますが。

教育次長

この文言の理解の仕方ですけども、現実問題として、今の教育研修センターの敷地は袋小路になっておりまして、なかなか跡地利用は難しいかなと思っております。

我々の理解としましては、事業の展開と同時並行的に跡地利用を考えると申しますが、事業着手の時に、同時に跡地利用策がしっかり決まっているというように限定された内容ではないと理解させていただきました。

林山部会長

そうしますと、解釈によっては、このままの文言でも構わないともうかがえますが。

副部会長、いかがですか。

浅野副部会長

そうですね。跡地利用策の検討という部分に主眼を置いている文言であるということであれば、それはそれで構わないと思います。

- 教育次長 私どもとしまして、そのように理解させていただきたいと思いますが、事務局はいかがでしょうか。
- 行政評価室長 特に問題ないと思います。
- 林山部会長 それでは、原案のままということをお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。
- 加藤委員 審議経過の2頁の「2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。」「3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。」の欄が空欄になっていますが、議論の中では、こうした部分に関連した内容も出たと思いますが、空欄ですと、この部会で全く審議しなかったのかと言われてしまうかもしれないので、やや気になるのですが。
- 林山部会長 この空欄というのは、評価調書の原案の当該部分を我々委員がOKと認めたという意味で空欄になっている訳ですね。
確かに、私と事務局との整理の中で、「1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。」の部分が多くなっていますが、この記載項目の中には、2、3と重なっているものもあると思いますので、項目内容はそのままですが、入れる場所について再度、調整させていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、教育庁さんの方から、答申案についてご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。
- 教育次長 御審議いただき有難うございました。
現在、学校現場の環境には厳しいものがあるわけですが、教員が児童や保護者から信頼され、また、尊敬される学校現場でなければならないということだろうと思っている訳でございます。その為にも、教員の研修、自己研鑽が重要になってくると思っております。
そのための施設づくりにあたりましては、ハード、ソフト両面にわたりまして、委員の皆様からいただいた御意見、審議経過も含めまして、答申の内容をしっかりと受け止めまして、今後の事業展開を図ってまいりたいと考えております。
答申内容につきましては、特にこの場で確認しなければならないという箇所はございません。有り難うございました。
- 林山部会長 有り難うございました。それではまとめさせていただきたいと思いますが、大きく2つ論点があったかと思えます。
まず、答申事項の4ですが、教育庁さん、事務局、それから委員の皆様も、この文言のままで構わないということで、修正は行わないということにさせていただきたいと思えます。
もう1点は加藤委員から出された御意見で、A3の方(審議経過)の2頁ですが、例えば、3の「事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか」が空欄になっていますが、確かに、議論の過程では、建物がどれくらい老朽しているのか、今すぐ建て替えが必要なのかといった、時期に関する議論はあったかと思えますし、1の「事業が社会経済情勢が

ら見て必要であるかどうか。」の項目の中にも、若干、ここにも時期を問うようなものも含まれておりますので、もう一度精査いたしまして、内容は変更いたしません、入れる場所について、私と事務局で修正させていただくということで宜しいでしょうか。

以上2点だったと思いますが、以上で間違いございませんでしょうか。

それでは一部内容を修正しまして、後日、部会を代表しまして、私から副知事に答申書を交付したいと思えます。

それでは、これで議事は終了させていただきます。

行政評価室長

それでは、11月10日の午前10時に、部会長から副知事へ、直接答申をお渡しいただきますが、なお、答申の別添として、審議経過の部分がございまして、そこに本日第三回の審議内容を記入させていただき、答申とさせていただきますことを御了解いただきたいと思えます。

なお、今回の事業につきましては、今後教育庁で、答申を踏まえて評価書案を作成し、政策財政会議の議を経た上で、評価書として確定し、公表いたします。

また、今年度の今後の案件についてですが、年度後半に案件が生じる可能性がまだ残っておりまして、ただ、御承知のとおり、知事の交代ということもあり、新知事の元での県の財政再建プログラムの決定時期との関係で、いくつかの事業実施が不透明な状況でございます。

なお、今年度中に案件を審議する場合は、私どもとしては、第1回審議開始のリミットは、11月の下旬ないし12月上旬と考えておりますので、その時期を過ぎるようだと、今年度の審議は見送りになるかと思えます。

おって、決定次第、お知らせしたいと思えますので宜しくお願いします。

林山部会長

すみません。一点追加がございます。

冒頭、議事録の確認を浅野副部会長と増田委員にお願いすることとしておりましたが、主要な議事が終了してしまいましたので、再度、ご指名させていただきます。

木下委員にお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

木下委員

はい。

司 会

有難うございました。

以上をもちまして平成17年度第3回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。

本日は誠に有難うございました。